

社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い（局長通知）改正案について

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて－新旧対照表－

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
別紙 社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い 1～7 （略） 8 リース取引に関する会計（会計基準省令第4条第1項関係） 1 リース取引に係る会計処理は、原則として以下のとおりとする。 <u>（1）リース取引とは、特定の物件の所有者である貸手が、その物件の借手に対し、リース期間にわたりこれを使用収益する権利を与え、借手は、リース料を貸手に支払う取引をいう。</u> <u>（2）「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。<u>このうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借手に移転すると認められるものを所有権移転ファイナンス・リース取引といい、それ以外のものを所有権移転外ファイナンス・リース取引という。</u></u> また、「オペレーティング・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。 <u>（3）</u> （略） <u>（4）</u> ファイナンス・リース取引のリース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産ごとに、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできるものとする。	別紙 社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い 1～7 （略） 8 リース取引に関する会計（会計基準省令第4条第1項関係） 1 リース取引に係る会計処理は、原則として以下のとおりとする。 （1）「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。 また、「オペレーティング・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。 （2） （略） （3） ファイナンス・リース取引のリース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産ごとに、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできるものとする。

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて－新旧対照表－

(下線部分は改正部分)

改正案

また、ファイナンス・リース取引のリース債務については、貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するものとし、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するものは固定負債に属するものとする。

(5)、(6) (略)

(7) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、自己保有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、原則として、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する。

2、3 (略)

〇〇拠点区分 資金収支明細書

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

社会福祉法人名

勘定科目		サービス区分			合計	内部取引消去	拠点区分合計
		〇〇事業	△△事業	××事業			
事業活動による収支	収入	(略)					
		保育事業収入					
		(略)					
		特例地域型保育給付費収入					
		(略)					
		利用者負担金収入					
		乳児等支援給付費収入					
		乳児等支援給付費収入					
		利用者負担金収入					
		(略)					
収入	社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入						
	社会福祉連携推進業務貸付収入						
	(略)						
	事業活動収入計(1)						
収入	(略)						
	社会福祉連携推進業務借入金支払利息支出						
	社会福祉連携推進業務貸借支出						
	(略)						
	事業活動支出計(2)						
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)						
	(略)						

現行

(4)、(5) (略)

(新設)

2、3 (略)

〇〇拠点区分 資金収支明細書

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

社会福祉法人名

勘定科目		サービス区分			合計	内部取引消去	拠点区分合計
		〇〇事業	△△事業	××事業			
事業活動による収支	収入	(略)					
		保育事業収入					
		(略)					
		特例地域型保育給付費収入					
		(略)					
		利用者負担金収入					
		(新設)					
		(新設)					
		(新設)					
		(略)					
収入	社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収入						
	(新設)						
	(略)						
	事業活動収入計(1)						
収入	(略)						
	社会福祉連携推進業務借入金支払利息支出						
	(新設)						
	(略)						
	事業活動支出計(2)						
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)						
	(略)						

社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて－新旧対照表－

(下線部分は改正部分)

改正案

現行

〇〇拠点区分 事業活動明細書										別紙 3 (⑩)	
(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日											
社会福祉法人名										(単位:円)	
	勘定科目	サービス区分			合計	内部取引消去	拠点区分合計				
		〇〇事業	△△事業	××事業							
サービス活動増減の部	(略) 保育事業収益										
	(略) 特例地域型保育給付費収益										
	(略) 利用者負担金収益										
サービス活動増減の部	乳児等支援給付費収益										
	乳児等支援給付費収益										
	利用者負担金収益										
サービス活動増減の部	サービス活動収益計(1)										
	(略) サービス活動費用計(2)										
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)										
サービス活動増減の部	(略) 社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益										
	社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益										
	(略) サービス活動外収益計(4)										
サービス活動増減の部	(略) 社会福祉連携推進業務借入金支払利息										
	社会福祉連携推進業務借入金支払利息										
	(略) サービス活動外費用計(5)										
サービス活動増減の部	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)										
	経常増減差額(7)=(3)+(6)										
特別増減の部	施設整備等補助金収益										
	施設整備等補助金収益										
	設備資金借入金元金償還補助金収益										
特別増減の部	施設整備等寄附金収益										
	施設整備等寄附金収益										
	設備資金借入金元金償還寄附金収益										
特別増減の部	経常増減差額(6)=(4)-(5)										
	固定資産受贈額										
	〇〇受贈額										
特別増減の部	固定資産売却益										
	車輦運搬具売却益										
	器具及び備品売却益										
特別増減の部	〇〇売却益										
	事業区分間繰入金収益										
	拠点区分間繰入金収益										
特別増減の部	事業区分間固定資産移管収益										
	拠点区分間固定資産移管収益										
	サービス区分間繰入金収益										
特別増減の部	サービス区分間固定資産移管収益										
	その他の特別収益										
	貸倒引当金戻入益										
特別増減の部	徴収不能引当金戻入益										
	特別収益計(8)										
特別増減の部	基本金繰入額										
	資産評価損										
	固定資産売却損・処分損										
特別増減の部	建物売却損・処分損										
	車輦運搬具売却損・処分損										
	器具及び備品売却損・処分損										
特別増減の部	その他の固定資産売却損・処分損										
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)										
	国庫補助金等特別積立金積立額										
特別増減の部	災害損失										
	事業区分間繰入金費用										
	拠点区分間繰入金費用										
特別増減の部	事業区分間固定資産移管費用										
	サービス区分間繰入金費用										
	サービス区分間固定資産移管費用										
特別増減の部	その他の特別損失										
	特別費用計(9)										
特別増減の部	特別増減差額(10)=(8)-(9)										
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)										
	前期繰越活動増減差額(12)										
繰越活動増減差額の部	当期繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)										
	基本金取崩額(14)										
	その他の積立金取崩額(15)										
繰越活動増減差額の部	〇〇積立金取崩額										
	その他の積立金取崩額(16)										
	〇〇積立金積立額										
繰越活動増減差額の部	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)										

〇〇拠点区分 事業活動明細書										別紙 3 (⑩)	
(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日											
社会福祉法人名										(単位:円)	
	勘定科目	サービス区分			合計	内部取引消去	拠点区分合計				
		〇〇事業	△△事業	××事業							
サービス活動増減の部	(略) 保育事業収益										
	(略) 特例地域型保育給付費収益										
	(略) 利用者負担金収益										
サービス活動増減の部	乳児等支援給付費収益										
	乳児等支援給付費収益										
	利用者負担金収益										
サービス活動増減の部	サービス活動収益計(1)										
	(略) サービス活動費用計(2)										
	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)										
サービス活動増減の部	(略) 社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益										
	社会福祉連携推進業務貸付金受取利息収益										
	(略) サービス活動外収益計(4)										
サービス活動増減の部	(略) 社会福祉連携推進業務借入金支払利息										
	社会福祉連携推進業務借入金支払利息										
	(略) サービス活動外費用計(5)										
サービス活動増減の部	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)										
	経常増減差額(7)=(3)+(6)										
特別増減の部	施設整備等補助金収益										
	施設整備等補助金収益										
	設備資金借入金元金償還補助金収益										
特別増減の部	施設整備等寄附金収益										
	施設整備等寄附金収益										
	設備資金借入金元金償還寄附金収益										
特別増減の部	経常増減差額(6)=(4)-(5)										
	固定資産受贈額										
	〇〇受贈額										
特別増減の部	固定資産売却益										
	車輦運搬具売却益										
	器具及び備品売却益										
特別増減の部	〇〇売却益										
	事業区分間繰入金収益										
	拠点区分間繰入金収益										
特別増減の部	事業区分間固定資産移管収益										
	拠点区分間固定資産移管収益										
	サービス区分間繰入金収益										
特別増減の部	サービス区分間固定資産移管収益										
	その他の特別収益										
	貸倒引当金戻入益										
特別増減の部	徴収不能引当金戻入益										
	特別収益計(8)										
特別増減の部	基本金繰入額										
	資産評価損										
	固定資産売却損・処分損										
特別増減の部	建物売却損・処分損										
	車輦運搬具売却損・処分損										
	器具及び備品売却損・処分損										
特別増減の部	その他の固定資産売却損・処分損										
	国庫補助金等特別積立金取崩額(除却等)										
	国庫補助金等特別積立金積立額										
特別増減の部	災害損失										
	事業区分間繰入金費用										
	拠点区分間繰入金費用										
特別増減の部	事業区分間固定資産移管費用										
	サービス区分間繰入金費用										
	サービス区分間固定資産移管費用										
特別増減の部	その他の特別損失										
	特別費用計(9)										
特別増減の部	特別増減差額(10)=(8)-(9)										
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)										
	前期繰越活動増減差額(12)										
繰越活動増減差額の部	当期繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)										
	基本金取崩額(14)										
	その他の積立金取崩額(15)										
繰越活動増減差額の部	〇〇積立金取崩額										
	その他の積立金取崩額(16)										
	〇〇積立金積立額										
繰越活動増減差額の部	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)										